

# 自殺総合対策の推進に関する有識者会議

## 第1回議事録

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

# 自殺総合対策の推進に関する有識者会議（第1回） 議事次第

日 時：平成31年3月15日（金）16:00～18:00

場 所：TKP新橋カンファレンスセンター  
（東京都港区西新橋1丁目15-1）

開 会

議 題

- ・自殺総合対策大綱及び座間市における再発防止策の実施状況
- ・その他

閉 会

○自殺対策推進室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」を始めさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、進行を担当いたします萩原と申します。よろしくお願いいたします。

本日、第1回目の会合ですので、本来であれば委員の御紹介をさせていただくところですが、お時間が限られておりますので、お手元の資料3の委員名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

なお、本日、青木委員、向笠委員は都合により御欠席となっております。江澤委員は遅れて来られる見込みとなっております。

まず初めに、社会・援護局長の谷内から御挨拶申し上げます。

○厚生労働省社会・援護局長 社会・援護局長の谷内でございます。

「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

出席者の皆様におかれましては、御多用中にもかかわらずお集まりいただき、心から御礼申し上げます。

我が国の自殺者数は、平成10年以来、14年連続して3万人を超える状況が続いておりましたけれども、近年は減少傾向にありまして、今年1月に公表されました平成30年の自殺者数（速報値）は2万598人で、9年連続で減少しております。

一方で、いまだに2万人以上の方が自殺という形でお亡くなりになっていることも事実でございます。その水準は先進諸国の中でも高いという状況は変わっておりません。また、特に若者の自殺は深刻な状況にあります。このため、平成29年7月に閣議決定いたしました自殺総合対策大綱などを関係者が一体となって実施し、成果を上げていくことが求められております。

本日の会議は、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況などを検証し、施策の効果等を評価することを本旨として設置いたしました。

皆様におかれましては、関係省庁が実施いたします施策の状況について忌憚のない御意見を賜り、政府としてこれからの自殺対策の更なる推進のために生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○自殺対策推進室長補佐 ありがとうございます。

本会議の座長として独立行政法人統計センターの椿理事長が大臣から依頼されております。

ここからの進行は椿座長にお願いしたいと思います。椿座長、よろしくお願いいたします。

なお、冒頭のカメラ撮りはここまででお願いします。

(報道関係者退室)

○椿座長 本会議の座長を仰せつかりました独立行政法人統計センターの椿でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間が限られておりますので、早速、議事に入りたいと思います。

本日は「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」の進め方あるいは運営についての説明、自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況、特に座間市における事件の再発防止策の実施状況についての説明をまず事務局から伺うことにして、その後、今日お集まりいただいた委員の皆様から、質問あるいはコメント、その他もろもろの論点がありましたら、今後のためにお聞かせいただければと考えております。

それではまず、検討会の進め方や運営につきまして、事務局から説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○厚生労働省大臣官房参事官 では、御説明申し上げます。

資料1でございますけれども、先ほど局長からも御挨拶いたしましたとおり、この会議につきましては、連携・協働という機能、検証・評価という機能、2つの機能を持たせた会議として運営してまいりたいと考えております。関係行政機関の職員の参加のもと行ってまいりたいと考えているところでございます。頻度といたしましては、年2回を考えております。9月ごろと3月ごろという形で現在、想定しているところでございます。

今日は初回ということでございまして、策定した2017年度以降の大綱等の実施状況を御説明いたしまして、御意見をいただいて、確実かつ効果的な実施につなげていく、そういう会にさせていただければと思っております。

なお、本会議での議論につきましては、オープンに行わせていただきたいと考えておりますので、資料及び議事録につきましても公開ということでお願いできればと考えております。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明のとおりに進めるとともに、会議の資料や議事録につきましては、公開という形にいたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。特に御異議ございませんか。

(「はい」と声あり)

○椿座長 どうもありがとうございました。

次に、自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況及び座間市における事件の再発防止策の実施状況について、各府省から説明をお願いいたします。

まず、自殺総合対策大綱では「第4 自殺総合対策における当面の重点施策」において具体的な施策が列挙されております。各府省におかれましては、これに沿って実施状況を整理していただき、資料5のとおり取りまとめいただいたところで。

また、座間市における事件の再発防止策の実施状況につきましても、関係閣僚会議決定の項目に沿いまして取組状況を整理していただき、資料6のとおり取りまとめてもらいました。

以上、説明については、私から見て対面になります厚生労働省から時計回りに、文部科学省、警察庁、内閣府、総務省、経済産業省、法務省、金融庁、消費者庁、農林水産省、国土交通省、復興庁の順で、通しで一通りお願いいたします。時間が限られておりますので、説明は簡潔にお願いできればと思います。

ではまず、厚生労働省からお願いいたします。

○厚生労働省大臣官房参事官 御説明申し上げます。

まず、資料4をご覧くださいと思います。「自殺対策に関する基本資料」ということでお配りしております。

1 ページです。年間の自殺者数でございますけれども、平成30年、これは速報値でございますが、2万598人になっております。9年連続の減少でございますが、いまだに年間2万人を超えているということでございますので、依然として深刻な状況にあるものと受けとめているところでございます。

2 ページ、3 ページですが、特に若者の自殺につきましては、非常に深刻な状況にあることがこちらで御理解いただけるかと思っております。

4 ページです。現在の大綱につきましては、以前の大綱よりも10%ほど目標を高くということで、平成38年までに平成27年の自殺死亡率を30%減少させることを目標として取り組んでいるところでございます。

5 ページは、平成28年に改正しました基本法でございますが、特に都道府県、市町村で自殺対策計画をそれぞれ定めるものとするという規定が入ったのが一番大きな改正ということでございます。

6 ページが大綱の概要でございます。第4に重点施策を並べておりますが、その筆頭に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」と書いてあります。あと、11番、12番にこれまでの大綱になかった新しい柱ということで「子ども・若者」「勤務問題」を立てているところでございます。

7 ページは、重点施策のブレイクダウンでございます。

8 ページですが、大綱を取りまとめました後、座間市において事件が起きまして、関係閣僚会議で取りまとめた再発防止策をつけております。この再発防止策につきましても、自殺総合対策大綱の推進の一環と位置づけられるため、実施状況をこの会議でも御説明いたしまして、御意見をいただければと考えているところでございます。

続きまして、資料5をご覧くださいと思います。簡潔に厚労省分を申し上げたいと思います。

まず、1 ページに「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」と書いてありますが、地域で自殺対策の計画を作っていただいて、それに基づいて実施していただくという

ことにかかわるものでございます。これにつきましては、各自治体の自殺の実態分析をしました地域自殺実態プロファイル、先進的な取組等を取りまとめました政策集としての政策パッケージ、計画策定の手引を提供いたしまして、研修等でも活用しながら計画策定の支援をしてきたところでございます。

また、自殺対策は総合対策でございますので、基礎自治体のトップの方に理解を深めていただくということで、トップセミナーを開催してまいりました。平成28年から開催しておりますが、平成30年までに全都道府県での実施を達成いたしまして、評価もいただいているところでございます。

こうした動きに基づきまして、自治体において計画がどれくらい策定されているかといったあたりにつきましては、2019年度明けに改めて確認したいと考えております。今後は計画の策定から実施のフェーズに徐々に移っていくこととなりますので、地域における優良事例の収集等を行いまして、主要施策についてモデルを確立して地域にも還元するといった形で全国レベルの自殺対策の底上げを図っていければと考えているところでございます。

3 ページです。「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」ということでございます。自殺予防週間と自殺対策強化月間ということで、毎回できるだけ新たな手法について取り入れながら進めているところでございます。この3月の取組につきましては、ポスター等の認知度などについても調査を実施するといった形で効果的な啓発のあり方を探っていければと考えております。

また、これは来年度になりますけれども、自殺予防週間は9月10日から始まっていますが、児童生徒の夏休み明けの自殺防止と連動するという趣旨から、自殺予防週間に係る広報については前倒しの実施を検討しているところでございます。

7 ページは、調査研究でございますが、自殺総合対策推進センターで革新的自殺研究推進プログラムを2017年度から開始しているところでございます。さまざまな調査研究をやっておりますが、調査研究した成果をわかりやすく紹介していこうということでさまざまな工夫もしております。先般は、研究成果の紹介、その社会的還元について、自治体関係者も交えて意見交換を行う場等も設けたところでございます。今後とも成果のわかりやすい発信、活用が図られるように取り組んでいきたいと考えております。

16 ページは、心の健康の支援等でございます。2018年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」について見直しを行っているところでございます。また、産業保健総合支援センター等における訪問支援、研修等を進めているところでございます。

20 ページです。「適切な精神保健医療サービスを受けられるようにする取組」でございまして、各種研修等を実施しているところでございます。

36 ページです。「遺された人への支援」については、自殺総合対策推進センターで関係者の方々の御意見、御知見もいただきながら「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」を取りまとめて公表しているところでございます。

最後ですが、41ページの「勤務問題」でございますが、こちらにつきましては、違法な長時間労働の是正・改善に向けた指導のほか、時間外労働の上限規制等が盛り込まれた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が2018年6月に成立しております。7月より施行ということでございまして、適正な履行確保に努めていくということでございます。

続きまして、資料6「座間市における事件の再発防止策の実施状況」でございます。

4ページです。自殺願望をあらわす用語が検索されたような場合等に適切な相談窓口へ誘導する取り組みを検索事業者あるいはSNS事業者に対して要請してきたところでございます。事業者によって厚労省のホームページにつないでいただいたり、あるいはそれぞれがパートナーシップを組んでおられる民間支援団体の相談先を掲出したり、取組が進んだところがございます。

5ページです。相談機関等を御紹介する支援情報検索サイトを運営しておりますけれども、座間事件等も受けまして、これまでスマートフォンに対応しない形でしたが、2018年4月からスマートフォン対応ができるように改修したところがございます。その結果、ページビュー数もかなり伸びているところがございます。効果が見えてきていると考えています。

6ページです。若者が日常的に利用しますSNSを活用した相談を進めていこうということで、昨年3月から取り組みを始めているところがございます。若者も含めまして、対面、電話でのコミュニケーションが苦手な方を相談につなげられるということで、やはりニーズがあることが見えてきたところがございます。現に相談者の8割以上は、10代、20代となっておりますが、電話による相談と文字による相談は勝手が違うところもございますので、関係団体に協力いただきまして、支援ノウハウを集約したガイドラインを今月中に公表できるように進めているところがございます。また、関係機関との連携も重要でございますので、生活困窮者自立支援制度の窓口との連携の取組等も始めておりますが、こうしたことを今後は一層進めていかなければいけないと思っております。

厚労省からは以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、文部科学省、よろしく願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

自殺総合対策大綱における文部科学省の施策の実施状況について、資料5に基づいて説明いたします。

まず、4ページ目をお開きいただきたいと思います。「児童生徒の自殺対策に資する教育の実施」でございます。道徳教育などの実施に力を入れるとともに、私ども教育相談と言っておりますスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、スクールカウンセラーは心の専門家である臨床心理士になることが多く、スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家である社会福祉士になることが多いのですが、こういった外部専門人材を充実させまし

て、子供たちの心のケアによりきめ細かく対応できるような取組を進めていきたいと考えております。

時間がないのでかいつまんでということですが、11ページ目の「教職員に対する普及啓発等」でございます。私どもとしては、教員の方々あるいは学校の校長先生など管理職が集まるさまざまな会議の機会がございますので、そういった会議の機会を使いまして、子供に伝えたい自殺予防、自殺予防教育と言われるものについて普及啓発を図っております。こういった機会に、子供たちのSOSのサインをきちんと受けとめるとか、学校で受けとめた後は専門機関にきちんとつないでいって自殺を防ぐといった取組を実施していただくべく、周知徹底活動に努めているところでございます。

39ページ目の「いじめを苦しめた子どもの自殺の予防」です。マスコミ等でもよく取り上げられますインターネットでのいじめなどもあります。そういったことを苦しみにみずから命を絶つお子さんもいらっしゃるわけでございます。したがって、いじめ対策についても文部科学省としては力を入れて取り組んでいるということですが、いじめにつきましても「いじめ防止対策推進法」がありまして、「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」も定めております。こういったものに基づきまして、総合的ないじめ対策を実施しているところでございますが、いじめが起きたときの心が傷つけられた子供に対してスクールカウンセラーが心のケアを行う、そういったところでもスクールカウンセラーの力が非常に大きいということでございますので、いじめ対策の観点からこういった外部専門人材の活用、充実に努めているところでございます。

続きまして、資料6「座間市における事件の再発防止策の実施状況」でございます。

5ページ目です。いじめを含むさまざまな悩みに関する相談を受け付けるということで、座間市の事件もそうだったのですが、SNSを使って子供たちが自分たちの心の悩みを見ず知らずの人に相談してしまうところもあって、これまで電話相談といったものがありましたけれども、やはり子供たちが使われているSNSというツールを使って相談を受け付けようという試みが平成30年から始まったわけでございます。SNS相談は現在、30の自治体で実施しておりますが、来年度予算においても引き続きこの30の自治体をサポートし、さらに新規の自治体を獲得すべく、この相談体制の構築に努めていきたいと考えております。

7ページ目です。これは自殺総合対策大綱のほうにも書いてありますが、SOSの出し方教育を推進することになっております。例えば今年の夏、既に教育委員会の中にはみずからすぐれたSOSの出し方に関する教育についての教材などをつくっているところもありますので、そういった教材を広く横展開して活用を促すなどして、SOSの出し方に関する教育というものを推進していただくよう各教育委員会等に対して促しているところでございます。

10ページ目です。情報モラル教育と呼んでおりますけれども、インターネットは非常に便利で、スマートフォンも最近、子供が非常に多く持つようになっていますが、インターネットの普及に光と影があると思いますので、正しい使い方を知るという考え方から情報モラル教育についても推進を図っております。こういったことを通じて、子供たちが加害



者にも被害者にもならないような教育も実施していきたいと考えております。

文部科学省からは以上でございます。

○椿座長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁、お願いいたします。

○警察庁 警察庁です。

警察庁からは、資料5の9ページの3の「(7)既存資料の利活用の推進」について御説明させていただきます。毎月の自殺者数をその翌月の上旬から中旬にかけて速報値・暫定値といった形で公表しております。それから、全国警察から警察庁に送られてまいります自殺統計原票のデータを厚生労働省に提供しております。例年3月ですが、厚労省と共同で前の年の自殺の状況についての詳細な資料を公表して、資料の利活用の推進をしているところでございます。来年度も引き続き実施してまいります。

26ページをお願いいたします。7の「(6)危険な場所、薬品等の規制等」では、当庁といたしましては、自殺のおそれがある方が行方不明になった場合の発見活動を確実に実施してきたところでございます。こちらもちろん、来年度引き続き実施してまいります。

27ページの7の「(8)インターネット上の自殺関連情報対策の推進」でございます。こちらにつきましては、都道府県警察及びインターネット・ホットラインセンターがネット上の自殺誘引等の情報についてサイト管理者に削除依頼を実施しているところでございます。数字をお示しいたしますと、平成30年上半期、インターネット・ホットラインセンターが実施いたしました自殺誘引等情報のプロバイダーへの削除依頼件数は1255件でございました。こちらにつきましても、来年度引き続き実施してまいります。

29ページの7の「(9)インターネット上の自殺予告事案への対応等」でございます。予告事案につきましては、もちろん一定の厳格な要件がございますが、プロバイダーから発信者情報の開示を受けまして、自殺予防の措置を実施したところでございます。数字をお示ししますと、平成30年中に都道府県警察が発信者の情報の開示を受けた件数は274件ございまして、自殺予告をした方が延べで328人おられたということでございます。こちらにつきましても、来年度引き続き実施してまいります。

次に、座間市における事件の再発防止策の関係で、資料6の3ページ目、1の(2)のマル2「事業者による削除を支える団体の支援」について御説明いたします。平成30年1月に、先ほど申し上げましたインターネット・ホットラインセンターの委託業務の中にこれまでは定められておりませんでした自殺誘引等情報の処理を追加いたしました。インターネット上の自殺誘引等の情報を収集いたしまして、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務を行っていただくサイバーパトロール事業につきまして、民間事業者にも業務委託をしたところでございます。こちらの取り組みにつきましても、来年度も継続してまいります。

最後に、11ページ、3の「(1)教育・啓発・相談の強化」でございます。お手元の資料のとおり、当庁のほうで各種、SNSの広報・啓発資料を作成いたしまして、都道府県警察経

由で保護者等に配布したところがございます。来年度も新たなリーフレットを活用した啓発を継続してまいります。

以上で警察庁を終わらせていただきます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

続きまして、内閣府、お願いいたします。

○内閣府 内閣府でございます。

資料5の31ページ、7の「(12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」でございます。内閣府といたしましては、まず、相談員に対する研修を実施する。性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターの設置促進、運営の安定に向けて充実を図っているところがございます。こちらにつきましては、第4次男女共同参画基本計画に基づきまして、平成32年までに全国各都道府県に最低1カ所という設置目標を掲げておりまして、前倒しして平成30年10月に全国に設置したところがございます。引き続き、被害者支援に係る取り組みの充実を図っていくところがございます。

○内閣府 引き続き、内閣府の青少年担当でございます。

内閣府の青少年担当では、まず、自殺総合対策大綱に基づきまして、児童生徒の自殺対策に資する教育の実施、インターネット上の自殺関連情報対策の推進などに関連する施策を進めております。

具体的には、資料5の5ページをごらんください。ネットリテラシーの向上や、有害情報からの排除対策といたしまして、フィルタリングの種類、設定方法、また、子供の成長段階に応じた家庭でのルール作りのヒント等を掲載した「ネットの危険からお子様を守るために～今保護者ができること～」というリーフレットを作成いたしまして、全国の小・中・高に約8万部を配布するとともに、内閣府のホームページでも公開いたしております。

続きまして、座間市における事件の再発防止策についてでございます。

資料6の6ページをご覧ください。インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策といたしまして、先ほど厚生労働省からの御説明にもございましたが、内閣府でもSNS等を活用した相談対応の強化に取り組んでいるところがございます。

私どもではこれまで「子ども・若者総合相談センター」で子供、若者からの相談に応じる体制の整備・推進に努めてきたところでございますが、平成29年に通知を發出しまして、インターネットを活用した相談体制の導入等の検討を進めるよう求めるなど、更なる取組を進めているところがございます。また、平成31年度においてSNSを活用した相談事業の試行を含む子ども・若者総合相談センター強化推進事業を立ち上げるなどしまして、子ども・若者総合相談センターにおける拠点機能の充実、メール・SNS等インターネットを活用した相談体制の導入・充実の支援を図っていくこととしているところがございます。

8ページをご覧ください。インターネット上の有害環境から若者を守るための対策といたしまして、例年、進学や卒業を迎える2月から5月に「春のあんしんネット・新学期一斉行動」という、フィルタリングの利用促進やネットリテラシーの向上に重点を置いた啓

発活動期間を設けておりますが、平成29年は実施期間を前倒しいたしまして、12月から「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」として実施いたしましたところでございます。

11ページをご覧ください。平成30年春頃を予定しておりました事業者に対する「利用者の青少年確認やフィルタリングの説明、有効化措置の義務化」を内容とする「改正青少年インターネット環境整備法」の施行を平成30年2月に前倒しをしたところでございます。

内閣府からは以上でございます。

○椿座長 ありがとうございます。

それでは、総務省、お願いいたします。

○総務省 総務省消費者行政第一課から主な実施状況などについて御説明いたします。

まず、自殺総合対策大綱における施策の実施状況について、資料5に基づいて御説明いたします。

5ページ目をご覧ください。2の「(2)児童生徒の自殺対策に資する教育の実施」では、総務省、文科省、業界団体などが連携して子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員、児童生徒を対象とした「e-ネットキャラバン」という啓発講座を全国で実施しております。今後も引き続き、実施していく予定でございます。

28ページをご覧ください。7の(8)でございます。民間の事業者団体によって策定されております契約約款のモデル条項について適切な運用を支援しておりまして、今後も同様に実施してまいります。そのほか、先ほど御説明いたしました啓発講座である「e-ネットキャラバン」を実施しております。

29ページの7の(9)でございます。民間の通信関連事業者団体によってインターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインが策定されておりまして、この適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報センターを設置、運営して、自殺予告事案に関する相談があった場合に対応できる体制を構築しております。

続きまして、座間市における事件の再発防止策の実施状況について、資料6に基づいて御説明いたします。

1ページ目の1の(1)の①でございます。総務省から事業者団体に対して、その加盟事業者へ自殺の誘引情報などへの対応の徹底を周知させるとともに、事業者団体みずからにおいても必要な措置を講じることについて要請を行いました。こちらは二度ほど同じような要請を行っております。これを踏まえまして、各事業者団体におきましては、それぞれの加盟事業者への要請を実施しております。これについて総務省では、事業者の取組状況についてフォローアップを行いまして、特段の問題がないという回答を得ております。そのほか、経産省と行っている取組を御紹介させていただいております。

また、先ほどの「e-ネットキャラバン」において、講座内容として人を自殺に誘引するような情報を書き込むことは利用規約などに違反するということを盛り込みまして、SNSの適正な利用を促進しております。

3 ページ目の(2)の③でございます。両センター、警察庁及び総務省により意見交換を実施いたしまして、両センターが受理した通報などでみずからの事業対象でないものについては通報者などに対して適宜その旨を教示することといたしまして、連携を強化し、その体制を整備しております。

9 ページ目、10 ページ目の3の「(1)教育・啓発・相談の強化」でございます。事業者、事業者団体に対して、積極的なフィルタリングの利用、学校や地域団体などとの連携によるリテラシーの向上などに関する取組の実施を依頼しておりまして、引き続き、リテラシー向上などの取組を実施してまいります。さらに、文科省、経産省とも連名で教育委員会に対して研修の実施について文書を発出し、研修などの充実を図る取り組みを促進しております。

最後のページでございます。3の「(2)改正青少年インターネット環境整備法の早期施行」でございます。改正法で新たに規定されました事業者に対する義務の履行の徹底を要請するとともに、携帯電話端末などの使用者が青少年である場合には保護者に申出義務があることなどについて周知を徹底しております。

御説明は以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

続きまして、経済産業省、お願いいたします。

○経済産業省 経済産業省でございます。

資料5「自殺総合対策大綱における施策の実施状況」についてでございます。

13 ページ目の4の(8)です。自殺総合対策大綱に基づきまして、全国商工会連合会、日本商工会議所を通じて全国の商工会・商工会議所の経営安定特別相談室に各種相談窓口を設けております。

25 ページ目の7の(4)です。先ほど申し上げましたとおり、商工会・商工会議所の経営安定特別相談室に相談事業の協力を求めるほか、中小企業再生支援協議会、中小企業再生支援全国本部においても相談事業の御協力をいただいております。また、各都道府県に設置されております「下請かけこみ寺」、全国に48カ所ございますが、こちらにおいても下請取引に係る相談事業の御協力をいただいているところでございます。また、平成23年3月より実施しております「中小企業電話相談ナビダイヤル」、こちらは中小企業庁で行っておりますが、各種相談事業などを受けております。

27 ページ目の(7)です。「自殺」「死にたい」、そういったワードを検索した際に適切なページを御紹介するようにさせていただいております。

続きまして、資料6「座間市における事件の再発防止策の実施状況」についてでございます。

1 ページ目の(1)の①です。SNS事業者による自主的な取組の状況についてフォローアップを継続するとともに、必要に応じて取組強化の働きかけなどを行っているところでございます。

3 ページ目の(2)の①についてでございます。青少年ネット利用環境整備協議会が公表した座間市における殺人事件を受けての緊急提言について、SNS事業者が自殺対策についてフォローアップできるように各省庁と連携しているところでございます。

10 ページ目の3の(1)です。都道府県・指定都市教育委員会等の生徒指導、教育相談、情報モラル教育等に関する既存の研修等において、インターネットの安全利用についての研修を実施している「インターネット安全教室」の講師を派遣しているところでございます。

経済産業省からは以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

続きまして、法務省、お願いいたします。

○法務省 法務省でございます。法務省の取組の要点について説明させていただきます。

まず、資料5の6ページをご覧ください。「(3)自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及」に関しまして、法務省の人権擁護機関では、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティーの方に関して「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」ということを啓発活動の強調事項として掲げておりまして、リーフレットの配布等、さまざまな啓発活動を実施しているところでございます。この取組については33ページにも同様の記載をしております。

26ページをご覧ください。7の「(5)法的問題解決のための情報提供の充実」に関しまして、法務省が所管する日本司法支援センター、通称「法テラス」におきましては、自殺の要因ともなり得る法的トラブル解決のための法制度や相談窓口に関する情報を提供するなどの法的支援を実施しておりますところ、それらの支援の国民への周知に当たりまして、インターネット広告や新聞広告等を有効に活用しているところでございます。

また、関係機関と連携・協力いたしまして、自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせまして相談会を実施しているほか、大規模災害の被災者の方に向けて設置した専用ダイヤルにおきまして情報を提供するなど、様々な法的問題を抱えた方々に問題解決のための情報を広く提供しているところでございます。

27ページをご覧ください。7の「(7)ICTを活用した自殺対策の強化」でございます。法務省の人権擁護機関では、インターネットを悪用した人権侵害をなくそうということを強調事項として掲げまして、啓発冊子の作成等、さまざまな啓発活動を実施しているところでございます。

また、ICTを活用した自殺対策の強化といたしまして、自殺願望をあらゆる用語が検索された場合等にインターネット人権相談窓口を案内する取組を実施するなど、ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進しております。同様の取組につきましては、29ページの(8)でも記載いたしました。

39ページをご覧ください。11の「(1)いじめを苦しめた子どもの自殺の予防」に関しまして、法務省の人権擁護機関では全国の法務局等におきまして人権相談所を開設し、子供

に関する人権問題を含むあらゆる人権問題について相談に応じております。子供の自殺を防ぐためには、いじめなどの被害を受けている子供の早期発見のために相談体制を充実させることが重要と考えておりまして、手紙や電話あるいはEメールといった窓口を通じて子供たちがアクセスしやすいように工夫した人権相談の取り組みを行っているところでございます。

資料6「座間市における事件の再発防止策の実施状況」につきましては、資料5について説明した内容と重複するところが多くございますので、時間の関係上、省略させていただきます。

法務省からは以上でございます。

○椿座長 ありがとうございます。

続きまして、金融庁、お願いいたします。

○金融庁 金融庁でございます。

当庁における主な取り組みについて御説明させていただきます。

資料5の13ページをご覧ください。「(8)社会的要因に関連する相談員の資質の向上」でございます。金融庁としましては、これまで自治体の相談員の質的向上を図るために「多重債務者相談の手引き」を策定いたしまして、その普及に努めているところでございます。このほかに、金融庁内に設置しております「金融サービス利用者相談室」の相談員に対しまして、内閣府が策定いたしましたゲートキーパー養成研修用DVDを利用した研修を実施しているところでございます。引き続き、これらの取組を実施してまいります。

23ページをご覧いただきたいと思っております。「(2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実」でございます。金融庁としましては、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実を図る観点から、多重債務者相談強化キャンペーンを実施しているところでございます。これは例年9月から12月にかけて実施しているところでございますが、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会などの取組を実施しているところでございます。このほかにも、自治体や関係機関に対しまして、これらの取組を促しているところでございます。直近の取組といたしまして、無料相談会を実施した先としましては、5財務局、20の自治体、11の弁護士会、24の司法書士会におきまして実施されているところでございます。金融庁としましては、引き続き、これらの取組につきまして実施してまいります。

金融庁における主な取組といたしましては、以上でございます。

○椿座長 ありがとうございます。

続きまして、消費者庁、お願いいたします。

○消費者庁 消費者庁でございます。

資料5をご覧ください。13ページ、23ページでございますが、いずれも相談に御対応いただく方々の機能あるいは相談窓口の機能の関係で記載しております。

23ページで代表して御説明申し上げます。私ども消費者庁におきましては、多重債務の

関係の方々が消費生活相談をお寄せいただく際の消費生活相談センターの窓口機能の整備ということで、地方消費者行政推進交付金を活用して支援をこれまで進めてまいりました。こちらにつきましては、今後「地方消費者行政強化交付金」という形で交付金のスキームが若干変わっておりますが、引き続き、地方公共団体の実施する取り組みへの支援を継続してまいりたいと考えております。

また、消費生活相談員の方々が的確に相談対応していただけますように、国民生活センターにおきまして研修を実施しております、こちらでも継続してまいりたいと考えております。

また、「ギャンブル等依存症対策基本法」が昨年10月から施行されておまして、消費者庁といたしましても、ギャンブル等によって多重債務を抱える方々の相談が適切に進められますように、こちらは記載としては「2018年度改定（予定）」となっておりますが、3月8日にマニュアルの内容の見直し、新たな発出を済ませまして、地方公共団体の方々に周知を図っております、引き続き、相談の現場でマニュアルが適切に活用されるように対応してまいりたいと考えております。

38ページの「(2) 地域における連携体制の確立」でございます。私ども消費者庁で所管します「消費者安全法」に基づきまして「見守りネットワーク」と呼んでおりますが、消費者安全確保地域協議会という仕組みを構築しております。自治体におきまして、順次、こちらのネットワーク構築を進めていただいているところでございます。この資料ですと1月末現在の数値で197と掲示しておりますが、2月末現在で199、うち5万人以上のところにつきましては95となっております。引き続き、5万人以上の全市町での構築が一定の目標でございます、道半ばでございますが、取り組みを促進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○椿座長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省、お願いいたします。

○農林水産省 農林水産省でございます。

資料5の18ページの5の「(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備」でございます。農林水産省としましては、これまで農山漁村における高齢者が安心して活動して暮らせるようにという観点で取組を行っております。

2つありまして、1つ目は、高齢者の生きがい発揮のため、福祉農園や地域住民活動支援促進施設の整備への支援を実施しております。高齢者の生きがい農園などの福祉農園、これに付帯します休憩所や農機具収納庫、また、農園から生産されます農産物の加工・販売を行う施設の整備を行う取組を支援しております。また、地域の高齢者等の地域活動の促進に寄与するために、地域の住民が交流できる施設の整備への支援を実施しております。

2つ目は、山村地域の高齢者の生きがい発揮のために、特用林産物の生産基盤の整備への支援を実施しております。森林から生産されます、きのこ、木炭、竹などの特用林産物

の生産・加工・流通施設の整備への支援を行いまして、快適で安心な生産環境づくりを実施しております。引き続き、来年度も実施する予定でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○椿座長 ありがとうございます。

続いて、国土交通省、お願いいたします。

○国土交通省 国土交通省でございます。

資料5の18ページをご覧ください。「(2)地域における心の健康づくり推進体制の整備」といたしまして、地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いて行ける身近な都市公園の整備等を推進しております。

26ページをご覧ください。「(6)危険な場所、薬品等の規制等」といたしまして、各種補助金によりまして、鉄道駅のホームドア整備を支援しております。2017年度末におきまして、全体で725駅を整備済みでございます。また、鉄道技術開発費補助金等によりまして、新型ホームドア等の技術開発の促進を行っております。2019年度におきましても、引き続き、これらの取り組みを進めてまいりたいと思います。

国土交通省からは以上でございます。

○椿座長 最後になりますが、復興庁、よろしくをお願いいたします。

○復興庁 復興庁でございます。

資料5の19ページ、大綱でいいますと5の「(4)大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進」に資する施策について御説明いたします。東日本大震災の発災から8年となりますが、今も仮設住宅等で避難生活を続けている方がいらっしゃいます。また、災害公営住宅の整備に伴いまして、仮設住宅からの移転も始まっております。避難生活の長期化や災害公営住宅の整備に伴う仮設住宅からの移転など、被災者の生活再建のステージに応じて心身のケアや孤立防止、新たなコミュニティづくりなどの支援が求められております。

復興庁は、関係省庁と情報共有や連携を図りつつ、被災者支援に取り組んできております。具体的には、被災者支援総合交付金によりまして、被災者の心身のケア、見守りや相談支援、あるいは住宅や生活の再建に係る相談支援、コミュニティ形成のための交流会の開催、地域や人とのつながり、生きがいつくりのための心の復興事業など、自治体の被災者支援の取り組みを総合交付金により支援しているところでございます。引き続き、被災地のニーズに寄り添いながら切れ目のない支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、これから、ただいまの各府省庁からの説明について御意見あるいは疑問点、質問したい点、この有識者会議で取り上げるべき、我々が気づいていないような論点、そういうことをさまざまな観点で有識者の皆様方からお願いできればと思います。特に順番ということは申し上げませんが、本日第1回で、進め方もありますので、可能な限り多く



の方々から意見を頂戴できればと思っているところです。

ただいまの説明に関しまして、あるいはその他もろもろの論点につきまして、御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○長瀬委員 数多くの事案が各省庁から出されています。そこで、各省庁で話し合いをして一つにまとめてやるというようなことはできないのかと思っていますが、どうでしょうか。全部が関係しているので、バランスを取りつつ結合する観点が重要と考えております。すべての施策にそれぞれメリットがあるのだらうと思えますけれども、どうでしょうか。

○椿座長 一種の司令塔機能みたいなものがあるかというコメントでございますね。これは厚労省さんから何かありますか。

○厚生労働省大臣官房参事官 確かにちょっとばらばらに御説明してしまったというところはあろうかと思いますが、例えば座間の対策は、ICTを使って相談機関にうまくつなぐという取り組みをするに当たっては、総務省、経産省とも相談して一緒に話し合いをしてやっているところもございますので、案件に応じまして関係機関が知恵を集めて取り組むということはやっております。そういうことは引き続きやってまいりたいと考えております。

○椿座長 よろしいでしょうか。もっと突っ込む点があれば。

ほか、いかがでしょうか。よろしく願いします。

○田中委員 全国自死遺族連絡会の田中でございます。

文科省にお聞きしたいと思えます。最近も2名の小学生が飛びおりた。いじめかと思われる自死事案、小・中学生、高校生も非常に多くなっているように感じます。その中で、施策を見ると、SOS教育とか相談機関の充実が主だと思えますが、私が宮城県で5件、いじめ自死案件を扱っている中では、SOSをたくさん出して、相談機関14カ所、仙台市や宮城県がつくっているパンフレットの全てに相談に行けば行くほど追い詰められていった。行くたびに同じようなアドバイスで、誰も具体的に動いてくれない。どこに行っても、仙台市の機関も宮城県の機関も国の機関も民間機関も全て同じようなアドバイスで、それがなかなか動かないから困って相談にあちこち行っているわけなのですが、法テラスに行っても同じようなことで、行けば行くほど絶望を感じたと残された遺族が言っています。

最悪のケースになったのは、今、話題になっていますけれども、親子心中、母子心中、小学校2年生のいじめによると思われる母子心中事案です。これは、相談して追い詰められていった典型的なケースです。

文科省としては今後、施策の中に、相談を受ける側のスキルアップと、あとは、段階を踏んで、どこに行っても同じような、金太郎あめのような答えをするのではなく、それぞれの機関でもっと違う答えが導き出されるような、答えができるようなスキルアップ研修をしていただきたいと思えます。どこに行っても同じだったら相談機関は1カ所でいいのです。違うからこそ有効だと思えます。合う、合わないもありますし、そういうことが欠けていると思えます。仙台市、宮城県が特別と言われればそれまでだと思いますが、たくさん相談して亡くなっているということを念頭に置いていただいて対策に生かしていただ

きたいのですけれども、お考えはいかがでしょうか。

自死が起きるたび、いじめが出てくるたびに、学校が自主的かどうかはわかりませんが、アンケートが4回、5回、6回と1年間のうちにたくさん行われているところがあります。1年に10回もアンケートをやっているところもあって、それによって学校の現場の教師が非常に忙しくて、子供たちと向き合う時間が削られてしまうということが起きているわけです。そういうことも考えて今後おやりになってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○椿座長 貴重な意見、ありがとうございます。

今すぐお答えすることは可能ですか。

○文部科学省 御指摘いただきました子供のSOSを周りの大人がどうきちんと受けとめるかということについては、まず対面相談、電話相談、SNSの相談、ツールを多様化した上で、それぞれの相談員のスキルアップというのは非常に重要だと思っております。

SNSの相談は始まったばかりなのですが、例えばSNSの相談にしても、ほかの相談とは違った短いテキストでの相談を受け付ける中で、どのように相手とコミュニケーションをとったらいかといった課題も出てきていると聞いております。相談員のスキルをどうやって磨いていくかというのは御指摘のとおり課題だと思っておりますので、我々もそれを念頭に置いて対応を考えたいと思っております。

それから、いじめの対応において、アンケートを多くやり過ぎて、かえって子供と向き合う時間が確保できないのではないかという指摘については、我々も同様の指摘をいろいろなところから受けているところでございます。今、文部科学省では、別途、働き方改革を実施しております、不要なものについては教員がやることをできるだけやめてしまうというぐらいの方向性を模索しているところでございます。また、大幅にということではないですが、教員の定数改善も地道に努力は続けております。御指摘いただいた点については我々も重々そこは認識しておりますので、他方でそういう負担の軽減なども、負担が過重にならないようにするというところも考えながら、そういった意味で、外部専門人材のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの確保も力を入れながら、トータルで負担がふえ過ぎないような対応を考えております。

○椿座長 ありがとうございます。

簡単をお願いします。

○田中委員 スクールカウンセラーは、基本、臨床心理士とおっしゃっていますが、地方だと臨床心理士の数が少なく、学校に配置されている人はまだ勉強中の感じの人たちが多いと思っております。学校訪問などしますと全く機能していないのです。前にも言ったかと思いますが、スクールカウンセラーの費用対効果ではないですが、どのように役に立っているのか、スクールカウンセラーが配置されて、どのような人数が来て、そこがどのように減っていったのかというところを調査していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○文部科学省 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについては、実はパフォーマンス評価をやっております、どれくらい効果があらわれていると思うかという、各自治体から調査もしているところです。あと、事例もいろいろ集めておりまして、こういったケースがうまくいった、そういった事例についても集めた上で、教育相談を担当している方の会議などもありますから、そういったところで共有を図ったりして全体のスキルアップにも努めているところがございます。御指摘の点については、観点を踏まえまして、我々としてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○椿座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○生水委員 野洲市役所市民生活相談課の生水と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは現場の状況を踏まえて3点お伝えします。

まず1点目は、お手元に配付いただきました緑色のリーフレットをご覧ください。これは、先ほど消費者庁からも御説明がありましたが、消費者庁の予算で全額補助対象となっております消費者行政活性化交付金を活用しまして、29年度に5000部作成しました。自殺の要因の一つに多重債務がありますので、多重債務相談を所管するのは消費者庁ですから、その予算を活用することができます。また、同じくこの予算を活用しまして、命を守る多重債務対策事業としまして、自殺企図のある多重債務者の対応について、弁護士、司法書士など専門家のアドバイスを受ける仕組みをつくっております。このように消費者行政の側面から自殺対策の取組ができますように、先ほど取りまとめということもございましたが、また反対に、幅広い分野がそれぞれの着眼点から取り組むことも効果的な自殺対策になるのではないかと考えております。ぜひ消費者庁にはこの予算を継続していただきたいと思っております。

2点目は、個人情報の取扱いについてです。生活困窮者自立支援法の改正に伴いまして、支援のために必要な、生活困窮者に関する個人情報を共有する仕組みとしまして、支援会議を規定しました。これは、会議の構成員に守秘義務を設けることで、構成員同士が本人の同意がなくても情報共有を行うことができまして、必要な支援体制の検討を行うものです。構成員には医療機関も含むことができます。野洲市では、市の自殺対策計画案の中にこの支援会議の活用を規定しまして、自殺未遂を行ったハイリスクな市民を初めとする生活困窮者の個人情報を共有することで、関係機関と密な連携をして、効果的な見守り、支援を実施するとしております。

最後、3点目ですが、学習支援事業についてです。改正法では、子供を取り巻く課題に対して総合的に対応することを踏まえて、事業名を「子どもの生活・学習支援事業」として強化されまして、居場所づくりが挙げられております。野洲市でこの学習支援を「YaSchool」と名づけまして27年度から実施しており、30年度は中学生32名、高校生7名が登録しております。

実は自殺企図のある子どもがおりまして、中学校は不登校だけれども、YaSchoolだけには休まずずっと参加してくれています。ただ、ほかの子供とは一切しゃべらない、交流しようともせず、教育委員会から派遣いただいておりますスクールソーシャルワーカーや大人の学習ボランティアも全て拒否しております。でも、YaSchoolを卒業した高校生ボランティアのお姉ちゃんだけは大丈夫で、横に座って勉強を教えてもらったり、悩みを聞いてもらって懐いています。このお姉ちゃんボランティアに自分自身がリストカットしたことや心のしんどさを打ち明けたことで初めて自殺企図がわかり、ボランティアがその内容を職員に伝えてくれて、その子の自殺企図が発見できました。その子の自殺企図の発見の糸口になりました。それから、毎回、お姉ちゃんボランティアが聞き取った内容を職員が確認して、それを中学校の指導担当や、医療機関のほうに情報提供をしたり、母親への対応を行ったりしています。

ただ、注意点としましては、お姉ちゃんボランティアが負担にならないように、抱え込まないように、職員が気をつけて必ずフォローするようにしております。YaSchoolはこの子にとって居場所になっているのかもしれませんが、それは心を許せるお姉ちゃんボランティアがいるからなのです。私を始め、職員や専門知識を持つスクールソーシャルワーカーではなくて、高校生のボランティアにだけ自分の悩みを話す様子を見てみると、自殺企図のある子どもにとっては、居場所をつくるか、プロの相談員、専門家を配置すればいいというのではなくて、「心を許せる相手はどのような存在なのか」、「誰ならばその子は話をしようと思うのか」など、大人の視点だけではなくて自殺企図のある子どもの視点から分析して対応策を検討すべきだと思います。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。具体的な視点と、どういう立場の者に心を許せるかという論点を提示していただいたと思います。ぜひ各府省は参考にさせていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○富高委員 御説明、ありがとうございます。連合の富高と申します。よろしくお願いたします。

先ほど御説明をいただいた自殺総合対策大綱の中で、新たに入れていただいた勤務問題による自殺対策の推進というところがございます。これについて意見を言わせていただきたいと思います。

我々も、長時間労働の是正は非常に重要な課題であり、そういったことが影響して、過労死、過労自死が起こっていることは非常に問題とっておまして、ここに取り上げていただいていることは感謝申し上げたいとっております。

我々は、今年4月に労働基準法の改正が行われるということを踏まえて、労働時間や三六協定の適正化が重要であるということを社会的に発信していこうということで、「Action!36」という取組を推進しております。また、過労死等の防止のための対策に関す

る大綱の中にも、インターバル規制等の導入について触れていただいておりますが、我々としても、過労死に関するシンポジウム等も行わせていただいております。そういったことも皆さんに関心を持って受けとめていただいているという状況でございます。

そんな中で、先ほど触れたように、労働基準法の改正が4月から行われるわけですが、法律をつくるだけではなくて、これをしっかりと職場に定着させていくことが、結果的には、過労死や過労自死の防止にもつながると思いますので、ぜひ、きめ細やかな相談体制の整備などの取組を十分な予算も確保していただきながら、推進していただきたいと考えているところでございます。

もう一点、同じ勤務問題に関するところに入れていただいておりますが、ハラスメント防止対策も、長時間労働の是正と同様に、心身の健康を保って働いていく上では非常に重要な取組だと思っております。資料5の41ページに、ハラスメント防止対策についても触れていただいております。この中では、ハラスメント防止対策の法案が成立した場合には改正法の周知啓発等円滑な施行に向けた取組を行うと書いていただいておりますので、ぜひその点についてはお願いをしたいと思います。

今、ILOでは、仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約案の議論が行われておりますので、日本政府としても、ぜひとも、この条約の採択を支持していただきまして、採択されましたら、批准に向けた取組を行っていただきたいと思っております。

また、ハラスメント防止対策の法案の成立を前提に周知啓発等に取り組むと書いてありますが、とにかくハラスメントはあってはいけないことなのだとすることを社会に広めることが、いじめや嫌がらせの防止、ひいては自死防止対策にもつながると思います。先ほど長瀬委員からも連携した取組をというお話があったかと思いますが、これは厚生労働省だけでなく、ぜひ関係省庁も含めて連携した取組をお願いしたいと思います。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

厚労省さんと、ハラスメントやいじめについては連携して進めていただければと思うところです。特によろしいですか。

それでは、ほかに、よろしくお願いたします。

○里村委員 精神科のクリニックの代表として来ております里村です。

精神科に通院していて患者さんが自殺するということはよくあることなのですが、我々は、そういう患者さんの死を無駄にしないために、情報を共有して症例検討をやったりしてどういうふうにしたら自殺を防げるのかという活動をしているわけです。

我々は自分の患者さんが自殺したということはどうやって知るかというと、警察からの紹介か家族からの連絡です。いろいろ調査をしているのですが、警察が必ずしも全部連絡してくるわけではないのです。我々とすれば、そういった患者さんの死を無駄にしないという意味で、お互いクリニック同士で症例検討をやったり、何とか役立っていきたいと思っておりますが、警察がネックになって情報が入らないのです。問合せにきたケースに関しては

わかるのですが、それ以外に、もちろん我々自身も知らないうちに自殺しているということもありますし、ちょっと知りかけても、もちろんそんなことはとても言えません。我々とすれば患者さんの自殺に正面から向き合いたいということでやっているのですが、その辺の情報がフィードバックされると、それがもっと推進するのではないかと考えています。こういうことを発言する機会がなかなかなかったもので、今日発言いたしました。

○椿座長 どうもありがとうございます。その種のきちとした主治医の方に対する報告の制度ができれば、いろんな意味での改善がかなり進むのではないかと考えていますので、貴重な提言かと思っています。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○伊藤委員 NPO法人OVAの伊藤でございます。

若者自殺対策について2点ほど申し上げます。

1点目は、SNSを活用した相談事業ですが、2018年3月で約1万件、相談があったということで、今まで対面や電話では届かない層に、8割方が若年層だったということで、今まで出会えなかった層にリーチできたという意味では評価されるべき施策であったと思います。一方で、実際にリーチしている人たちがハイリスクな方々だったのか、あるいは介入によってポジティブな変化があったのか、そういった実際の効果検証については課題があると思っております。

もう一点は、夏休み明けの児童生徒の自殺に関してでございます。資料5の35ページの20番に報道機関に対するガイドラインの手引の周知という話がありますが、近年、9月1日という特定の日に自殺が増えているという報道が盛んにされていて、かなり危惧しているところであります。実際に夏休み明けの児童生徒の自殺が減ってきているのかというところでございます。9月1日、特定の日にふえているという報道自体がやや自殺促進的な効果があるのではないかとか、その後の報道を見ていても、実際に子どもがこういう自殺の手段を使って亡くなったという報道が矢継ぎ早にされているものですから、その点について、メディアカンファレンスも既にされているということですが、例えば8月下旬から9月上旬にかけて自殺が増えているというのはあると思いますので、そういった自殺の予防的な報道のあり方についてメディアカンファレンスしていただくなど、夏休み明けの児童生徒の自殺に関する報道のあり方について御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○椿座長 貴重な提言、ありがとうございます。

SNS関係に関しては、今日伺いまして、かなり各府省がさまざまな取り組みをしていると思いますが、最初に指摘があったように、できるだけ連携して自殺対策を効果的に進められるという形でやっていただければと私も思います。あと、今の報道のあり方についても大変貴重なコメントをどうもありがとうございます。

次、いかがでしょうか。

○堀井委員 日本いのちの電話連盟の堀井と申します。

現在のいのちの電話の状況と提言をさせていただきたいと思います。

資料に、この秋の研修会、国際大会の案内と、今年のフリーダイヤルの資料、もう一つ、小さな資料があります。これは昨年1月から12月までの全国のセンターの集計です。これを見ますと、大体、毎年70万件、6300人ぐらいのボランティア、50センターで電話を受けております。昨年は63万件ぐらいだったということです。一昨年は66万件だったのですが、ボランティアの数が減少傾向にありまして、それとともに受ける件数も減ってきております。

注目していただきたいのは、右のほうに自殺予防FDとありますが、これはフリーダイヤルで、毎月10日の朝8時から翌朝の8時まで24時間、783-556、なやみ(783)はこころ(556)で受けている電話です。これを見ていただきますと、自殺の傾向が、全体が10.9%に比べまして、フリーダイヤルは22.6%、ほぼ倍になっております。

この電話の特徴は、これまでつながらない電話として高名と申しますか、そういうふうと言われておりました電話ですが、一昨年からのフリーダイヤルに限って、番号を告知した電話でないと受けないという試行をいたしました。そうすると、18回に1回だったのが3分の1の6回に1回ぐらいかかるようになりました。しかし、それでも1日24時間のうちに多い人は1500回以上、時間で16時間以上という方がおられます。それは電話依存だろうということで、それを制限する方策として、1日20回以上あるいは2時間以上つながった方の電話を翌月の10日はとらないというふうにさせていただきました。そうすると、さらに3分の1から4分の1になりまして、今、2回に1回ぐらい電話がかかるようになっております。それが今の自殺予防フリーダイヤルです。

思うに、やはり相談される方の問題と申しますか、される方もいろいろおられて、電話依存と申しますか、そういう方をある程度除外させていただくことによって、より相談できる電話ができる。つまり、そういう方は別の相談組織、カウンセリング、そういう方向に導くようなことが必要かなと考えているのですが、まだ具体的な方策は立っていませんけれども、そういう方向を模索中です。

チャットもさせてもらっていますが、いのちの電話の人数の問題もありまして、3月と8月の終わり、1週間ずつぐらいしか協力していません。若者向けにいろいろ検索しつつありますが、相談される側の問題もいろんなところでサポートの仕方が変わってくるということを考える必要があるのではないかと思います。

選別するのがいいと言っているわけではないのです。選別させていただいて、その選別された方々の電話依存を何とかする方策をもっと考える必要があると思いながら、させてもらっているわけですが、その辺のところも考えていろいろ相談対策を練っていただきたいと思います。今の状況を説明させていただきました。

○椿座長 サポートする側の方もいろいろな意味の大変な問題を抱えているし、いろんな経路でコミュニケーションしていただくということ、どの立場の方がどういう形で相談するかということのマネジメントが国のほうでできないかというような御提言かと存じます。

どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

○朝比奈委員 中核センターがじゅまるの朝比奈と申します。

先ほど里村委員からも御発言があった件と共通するのですが、私ども、地域で相談に当たっている立場の人間も、残念なことに既遂された方々にかなり濃密にかかわっているということがあります。つい最近もあったのですが、家族丸ごとの支援をしていたので、御遺族を支えなければならないということで、職員はそちらのケアに当たっているのですが、やはり既遂されてしまった心の傷というのは職員も抱えていくものです。そうはいつでも、これから先も現実に立ち向かっていかなければならないということを考えると、やはり振り返りをしっかりとしていく必要があるだろうと思っています。カンファレンスなどもやるようにしているのですが、手探りで、どんなポイントを押さえながら振り返りをすればいいのかということはどこにも参考例がないものですから、場合によっては通院先のドクターなどのサポートも得ながら、そういう場づくりをしっかりと地域の中でできるような仕組みなども必要なのではないかと考えているところです。

○椿座長 貴重な意見、ありがとうございました。この種の振り返りができる情報の共有とか、場をつくる、先ほど医療の方々もそういうことができればと考えているということで、大変貴重な意見をどうもありがとうございました。

どうぞ。

○清水委員 ライフリンクの清水です。

厚労省、消費者庁、復興庁、文科省、それぞれに要望と質問をさせていただきたいと思っています。

まず、厚労省に関して、資料4の4ページ目で御説明いただいた数値目標ですが、関係者は当然ながら既に御存じのとおり、大綱の数値目標、第5章だったと思いますけれども、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」と、大綱のサブタイトルにもなっているわけですが、ただ、いきなりそこにはたどり着かないので、当面10年間の数値目標としてこういうものを掲げているということです。そのことを知らない人がこの資料だけ見ると、逆に、30%減少させればそれでいいのか、それを許容しているのかと誤解されかねない部分もあろうかと思っておりますので、あえて数値目標のところには、常に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ということを加筆していただくのがいいのではないかと思います。

今回、こうした資料5も資料6も、大綱のそれぞれ項目についてどういった事業が実施され、それについての評価ということでこれだけ詳しく書いていただいているのは非常にありがたいと思います。この会議の目的のところ「大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し」とあるわけなので、我々が検証するためにはこうしたデータがなければ検証できませんので、その意味で、こうした形での情報の集約の仕方というのは今後もぜひ続けていただきたいと思います。



同時に、先ほど長瀬委員からも冒頭ありましたけれども、進捗の説明のときに、それぞれの事業についてせつかく大綱の中でどの省庁がやるかということをも明記していただいているわけなので、それぞれの省庁に責任持って説明していただくというのが筋だと思います。ただ一方で、例えばSNSの事業について、あるいは児童生徒の自殺対策について、項目ごとにクラスターにして、省庁縦割りではなくて項目横割りで説明していただいたほうがわかりやすい部分もあろうかと思うので、それは今後ぜひ検討していただければと思います。

あと、具体的な事項として厚労省に2点、質問させていただきたいのですが、資料5の21ページの「(5)子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備」の実施状況のところ、平成29年度、19自治体とあります。これは都道府県単位でこうした体制を築くことを目指していらっしゃるのだらうと思いますが、19自治体にとどまってしまっている原因等がわかっている範囲でもしあれば、そうした課題がわかれば課題を乗り越えてどう全国に広げていくかという議論にもなり得ると思いますので、ここについて情報をいただければと思います。これが1点目です。

2点目が、最近気になった報道があって、精神科病院における身体拘束の厚労省の調査が頓挫した、これはあくまでも報道なので、事実がどうなのかわからないので、今日、お伺いしたいと思います。この報道によると、精神科病院における拘束や隔離がこの10年間で2倍に急増している。これを受けて厚労省として調査を行うということで研究班が立ち上がって研究している。精神科病院協会の長瀬委員もいらっしゃるの、ぜひお伺いしたいと思って質問させていただく部分もありますが、この調査がうまく進んでいない背景に精神科病院協会の協力がなかなか得られないということと、厚労省がそこまで踏み込んで調査するのはいかがなものかと、姿勢が後退したというようなことが報道としてありました。これは自殺対策に非常に深くかかわるものだと思うので、わかっている範囲で教えていただければと思います。これが厚労省に対しての質問です。

あと、消費者庁と復興庁に1つずつ質問させていただきたいと思います。

消費者庁に関しては、資料5の38ページ、先ほど御説明いただいた部分なのですが、見守りネットワークをこれから進めていくということです。これは自殺対策とも深くかかわる部分だと思うので、消費者庁ラインでそれぞれの都道府県や市町村に情報をおろすだけでなく、自殺対策とも連携しながら、連名で自殺対策のラインからも同じ情報をおろしていただくといった、現場でネットワーク同士が連携しやすくなるような工夫を消費者庁と厚労省でしていただいて、情報を投げかけていただくのがいいのではないかと思います。質問というか、要望です。ぜひお願いしたいと思います。

復興庁に関しては、これも最近、復興住宅での孤独死が急増したということが報道されていますが、もしかしたらこの中に復興住宅の自殺も増えている部分があるのかと懸念するので、わかっていることがあれば教えていただきたいと思います。

最後、文科省に質問なのですが、1つが、資料6の5ページ目の一番下、SNSによる相談

のところでは、文科省のSNSの相談に関しては児童生徒に対象を絞っていて、あくまでもSNS上のやりとりを原則とするという方針でこれまでやられてきたかと思います。ただ一方で、児童生徒の中には、もちろんSNSのやりとりだけで問題解決する子もいますが、SNSのやりとりだけでは問題が解決しない子もいる。そこで問題を察知した後、具体的にその子が家庭で虐待を受けているとか、あるいは親御さんが生活の危機的な状況にあるとか、何らかの実務的な支援につなげていくべきケースも当然上がってくるだろうと思います。SNSで相談を終えてしまうということを前提とするのではなくて、むしろSNSは入り口にすぎず、それから実務的な支援につなげていくことを前提にしたSNSの相談のやり方に切りかえていただくのがいいのではないかと感じています。5ページ目の来年度の実施予定のところ「相談体制の在り方に関する調査研究を実施予定」と書いてあるのですが、そうしたことも含めて研究されようとしているのか、質問させていただければと思います。

最後に、やはり文科省への質問ですけれども、SOSの出し方に関する教育の記載が資料5ではなく資料6に含まれているというのは何か理由があるのかということです。田中委員から先ほど、不十分ではないかという趣旨の指摘もありましたが、SOSの出し方に関する教育というのは、責任持って相談を受けることのできる大人が授業を実施することを前提にしているので、子供があっち行ったりこっち行ったりしなくて済むように、地域の専門家が、話を受けとめることのできる最後の砦となり得る人が、授業を行って「いざとなったら私のところに来てね」と呼びかけるのがSOSの出し方に関する教育の重要な部分の一つになっているわけです。

これは基本法第17条第3項に改正時に入れ込まれて、それを踏まえて大綱でも新しく大きな項目として入っているものなので、検証の仕方としては、当然、資料5に入っていて、その再掲という形で資料6に入るのは不思議でないと思いますが、あえて資料6に入っていて資料5に入っていないというのはミスなのか、何かあるのか、そのことをお伺いしたいと思って質問させていただきます。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございます。

それでは、厚労省に2点、質問がございましたが、いかがでしょうか。

○厚生労働省大臣官房参事官 最初の「子どもの心の診療ネットワーク事業」については、恐縮なのですが、手元の情報ではお答えできませんので、追って調べまして、回答を差し上げたいと思います。

○椿座長 拘束のほうは。

○厚生労働省障害保健福祉部 精神・障害保健課です。

身体拘束に関してですが、今の時点で手元に情報がございませんので、持ち帰らせていただいとっております。

○椿座長 それでは、きちっとこの会のほうに回答があるようによろしく願いいたします。

復興庁、いかがでしょうか。

○復興庁 復興庁でございます。

先日、いわゆる孤独死ということで、宮城県、岩手県の復興住宅でお亡くなりになった方の報道があったということは承知しております。ただ、いわゆる孤独死というものがどういった場合に定義づけられるのかということがなかなか難しいところもありまして、自治体のほうも明確に孤独死という形で把握はされていないと伺っております。ただ、先日の報道ですと、独居、お一人でお住まいになられていた方がお亡くなりになったケース、そういったことがやはり復興住宅でもあるということは伺っております。その対策のためにも、先ほど資料5の19ページでも申し上げましたような見守り、心身のケア、コミュニティ作り、そういった自治体の取組を我々は支援しているところでございます。

以上でございます。

○椿座長 ありがとうございます。

文科省、2件ありましたけれども、いかがでしょうか。

○文部科学省 まず、1点目でございます。SNSを活用した相談体制につきましては、ライン等で相談を受け付け、それで解決するケースもありますが、例えば緊急事態などの場合には、警察や病院、そういったところにつなぐケースもございます。

SNSで受けた後のつなぎということで今、我々が考えていますのは、電話相談へのつなぎでございます。どうしてもラインなどは短文で、相手は何歳なのか、男性か女性かすらわからないような見えない部分もありますし、声の調子も聞こえない等、なかなか情報が少ないということなので、まずラインで信頼関係を築いた上で、何とか電話相談につなげることができないかということを考えています。まだ検討中なのですが、調査研究を来年度予算でやろうとしていまして、その中にそういう電話相談への連絡もテーマの一つとして入れて、何かうまい工夫ができないかどうか、調査研究の中で考えていきたいと思っております。

2点目は、SOSの出し方に関する教育の記述が資料6のみに出てきて、資料5に出てこないのはなぜかということでございます。今、考える中では、特段深い理由はないように思いますが、帰って経緯などを確認してみまして、特段、問題がなければ書く場所については検討したいと思っております。

以上でございます。

○椿座長 消費者庁、御要望ということでしたけれども、何かコメントはございますか。

○消費者庁 ありがとうございます。釈迦に説法になってしまうと思いますが、消費者安全法という法律に基づいて、消費生活上、配慮を要する方に対する見守りネットワークという形になっているところでございまして、先ほど生水委員のほうからも御指摘があったような形で、多重債務などつなげながら、消費生活に対する消費者問題としての対応でうまくつなげられるところで工夫しながらという形で各地域で取り組んでいただいていると理解しております。うまく多職種多機関連携が成り立つような形で府省庁間の連携も

努めていければと思います。

生水委員から先ほど御指摘いただいたところで、全額補助とおっしゃっていただいたのですが、いわゆる一般財源を自治体のほうで御用意いただいて、要は自治体の負担を半減させられる仕組みというふうに今まで運用してきたと理解しております。今、御案内のとおり、一般財源化を進めていただくことを働きかけながら、引き続き、地域の消費生活センターの基盤の確保維持というところについて全体の消費者行政としては頑張っていければと思いますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

○清水委員 補足で、復興庁がそういう取組をされているというのはわかるのですが、その中に自殺がどれだけ含まれているのかを把握し、それに対して何か対策を行っているのかということの質問でした。中越の震災のときにまさに自殺が復興住宅でふえたということがあるので、そういうことを踏まえての質問ということです。

○椿座長 もしその種の情報が出てくるようでしたら、ぜひよろしく願います。

○江澤委員 日本医師会の江澤でございます。

自殺に関しては、当然、後進国より先進国が多くて、いろんな文明の発達ならではの複雑な社会的な孤立あるいは悩みが介在していると思っておりますが、基本的には、社会あるいは学校で孤立をいかに防ぐかということが一番重要であると思っております。長い人生の中で誰だって死にたくなるときはあるかもしれませんが、そういったときに、人とのつながり、地域とのつながり、社会とのつながり、場合によってはそういったサインを周りの人が察知して回避できるということは間々あるのではないかと考えております。

そういった観点で、長瀬委員もおっしゃいましたが、各省庁の非常に熱心な取組をたくさん拝聴させていただきましたけれども、多数の取組をどのようにどこで取りまとめてPDCAを回していくかということが必要だと思っております。どの取組がどういった功を奏しているのか。特に平成9年、10年あたりから自殺率はぐんと増えて、現在は右肩下がりで減っていて、なおかつ世代間格差も減っているという状況で、その中で功を奏しているものは何だったのか、それは引き続き継続して、より強化すべきだと思いますので、項目も非常に多い中で、めり張りをつけていくことが必要ではないかと考えているところでございます。今後、もうちょっと「見える化」してもいいのかなと個人的には感想を持っています。

2点目が、参考資料1の29ページに「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ」というところがございまして、ここに医療提供体制が書かれております。私も30年近く前ですが、大変つらい経験がございまして。私の当番の日に40代の女性の方がガス自殺で心肺停止で来られましたが、助かってウオークアウトして退院されました。ただ、眉間に非常にしわが深かった印象を覚えていますし、会話もなかなかできなくて、当時は社会で支える仕組みもなかなかない中で、その1～2年後に、また私の当番の日に心肺停止で来られて、残念ながら命を救うことができなかった経験がございまして。恐らく自殺未遂者というのは最もハイリスクな方だと思いますので、その方への支援が非常に重要だと思っております。

その中で、例えば29ページの(1)の3行目に「地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関」とあります。今日の取組にもありましたように、かかりつけ医に対する研修会は各地域で継続的に行われている中で、専門医療機関を新たに作るというよりは裾野を広げてかかりつけ医を普及していくことが、特に精神科医以外の先生を含めて必要ではないか。裾野を広げてやっていくのが大事で、もちろん専門機関があるのはありがたいことなのですが、今はなかなか諸事情の中でということを考えています。

医師会としましても、厚生労働省、各地域の行政とこの辺は積極的に連携して、まだこの取り組みが余り活発ではないという印象を持っておりますので、いろいろ協働して我々としても積極的に取り組みたいと思っています。

最後に1点、30ページの(5)に「家族の支援」がございしますが、やはり自殺にかかわる方の一番近い存在は家族でございします。これもかなり前ですが、ウイルス性肝炎にインターフェロンが保険適用になって、私の患者さんがその治療をしていたときに、家族から、家で首つりの輪をつくっていると連絡がありまして、インターフェロンの投与を中止しまして、事なきを得ました。これは私のフィールドの一事例ですが、やはり身近な人の報告や連携、そういったことが重要でございします。特にインターフェロンは有名ですけれども、抗鬱剤とか、副作用の影響で自殺を思い立つような薬剤もありますし、そういったリストアップもされております。そういったところは我々の仕事だと思っておりますが、余りやり過ぎるとこれも治療に悪影響を及ぼすかもしれませんので、そのあたりは適度に随所でいろいろ共有していくべきと思っております。

以上でございします。

○椿座長 どうもありがとうございました。

厚労省、何かコメントはございしますか。よろしいですか。

どうぞ。

○生越委員 日弁連の生越です。

大きいところで2つ、ちょっと話がかぶるところもありますが、まず、この間、数的にはずっと減ってきているわけですね。ただ、若年層はなかなか減らない。結局、対策の中で何が効いて何が効いていないのか。それとも、仮定ですが、対策とは何も関係なく、失業率とか、そういうパラメーターで効いているのか。先進的な研究が今後なされるということですので、医学的にもそうですし、法律も関係するのかわかりませんが、そういう調査研究をぜひとも強力に進めていただきたいというのが一つです。

もう一つは、この間、大綱も改正されて、いろんな法律ができました。例えばいじめの問題であれば、いじめ防止対策推進法とか、労基法も労安衛法も変わりました。その中で、まだ亡くなる方というのはいらっしゃるわけですね。できるだけ事例を集めて、なぜ亡くなったかということを検証するようなシステムがないと、最終的にはうまく対策に結びつかないのではないかと考えています。

大切なのは、まず情報をどう収集するかということと、当然、個人情報が入っています

から、どう共有するかというのは問題だと思います。現在でも、例えば過労自殺や過労死の場合は労基署が集めた調査復命書という資料をもとに、一定程度の情報の公開をしているのですが、ただ、実質的には数字だけです。例えば長時間労働が重なって労基法違反があると、労働時間管理の把握がどうであったのかとか、会社に対しいろいろ指導したりするわけです。根本的にはなかなか変えられないところがあるかもしれませんが、もう少し今の枠組みも利用しながら、例えば労災の例がわかりやすいので労災の例にしますが、通院しているか、していないか、その頻度がどうであったか、一応、労基署としては調査の過程でそういう情報を得ることもありますので、多元的な情報を集めた上で、では次にどういう具体的な対策をとればいいのかというふうにつなげていくべきではないかと思います。

いじめの話も、これは平成25年だったと思いますが、対策法ができました。法律のたてつけ上、いじめが発見されると、かなり強力で教師が介入したり、いろんな組織をつくるということになっているわけですが、現実には亡くなる子供たちはいます。では、そういう亡くなった子供たちの事例において今の法律のたてつけはどう動いたのかということを検証して、また戻していくということが非常に重要ではないかと思います。

あと、幾つか各論をお伺いしたいのですが、まず、厚労省です。この間、副業や兼業を方向性として進めていらっしゃると思います。ダブルワーク、トリプルワークすると長時間労働になるわけですが、そのことと労災法の適用についてどのような議論がなされているのか。議論がなされていないとすれば、社会的にそういう動きで、1つの事業場ではなくて複数の事業場で働いて長時間というものに対して今後どう対応するのかというのが1点目です。

2点目は、国土交通省にお伺いしたいのですが、原状回復のガイドライン、心理的瑕疵の問題です。この間、自殺の心理的瑕疵に関して判例が徐々に蓄積されてきたわけです。まだ現実にあるのですが、部屋の中で、何も壊さない、汚さないで亡くなったけれども、賃貸人のほうは全部が嫌悪の対象になるということで、設備を一切合財変えて請求するということがまだされています。ただ、裁判実務上は、そういうことは請求としては認容されにくくなってきている傾向にあると個人的には思っています。このガイドラインは基本的に判例の蓄積で動くというたてつけになっているので、そろそろ心理的瑕疵の問題もガイドラインに入れ込む時期ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○椿座長 厚労省、国交省、いかがでしょうか。まず、厚労省からお願いできますか。

○厚生労働省労働基準局 直接の担当ではないのですが、兼業、副業、ダブルワーク、労災の扱いでは、委員も御存じかもしれませんが、今、厚生労働省の中で検討しております。現状ではいろいろな御意見があるようでございまして、その中で検討を進めている状況と聞いております。

○椿座長 では、国交省、よろしく申し上げます。

○国土交通省 申しわけございません。今、手元に資料がございませんので、整理して後

ほどお答えさせていただきます。後日ということ。

○椿座長 わかりました。

○生越委員 ダブルワークのお話ですが、方向性を出すというのは、要するに、今の判例実務上、労災法上、労働時間を足せないと判示した判決が幾つかあると思いますけれども、改正して、ダブルワークの人の場合であっても一定程度救済させるようなたてつけを新たに立法するということですか。それとも何かガイドライン的なものか、指針的なものを出すということなのですか。

○厚生労働省労働基準局 その辺も、直接担当ではないもので、持ち帰って確認いたします。

○椿座長 引き続き、よろしく願いいたします。

○杉本委員 全国自死遺族総合支援センターの杉本と申します。よろしく願いします。

心理的瑕疵の問題は当初から言われてきているので、ぜひ進めていただきたいと私も思っております。

先ほど朝比奈委員がおっしゃった支援者の支援ですが、このような事業を長く続けていけばいくほど、取り組まなければならない課題ではないかと思えます。私たちは今、認知行動療法の手法を使って何かできないかと考えています。同じような問題意識をお持ちの団体と協働して進めることができたらいいかなと思っております。

遺族支援に関してですが、各地で基本計画の策定が進む中で、これまで既に取り組んできた自治体と取り組んでいない自治体でとても差があるように思えます。ばらつきがあるように思えます。やむを得ないと思えますが、取り組んでおられない自治体からどうしたらよいかという御相談を最近よく受けます。新しく遺族の集まりを立ち上げなければいけないと思込んでおられる節があって、それは簡単にはできないと言われます。多分、最初の大綱のときから、冒頭に自助グループの運営支援がありましたので、その印象がとても強いのかと思えます。

もちろん、遺族のつどいはあればあったほうが良いとは思いますが、遺族支援事業はそれだけではありません。自分の地域で遺族のつどいがなくても、相談事業の充実をはかったり、他地域の情報を提供して連携していくということもあります。必ずしも新規事業立ち上げだけではないということとか、各地でいろいろな独自の取り組みをしておられるところがあるので、もう少し実態を、最初はこうだったけれども、その後こうなって今はこうなっている、そういう経過も含めたものを、例えば基本計画策定のガイドラインの中で遺族支援に関して掲載していただきたいと思えます。私が見たところでは2県ぐらいしか入っていなかったと思えますが、もっと入れていただいて、モデルのような感じで参考にして進めていただけたらいいと思っております。各種データの読み方でも、同居の家族があるという数字からは遺された家族がある、遺族としての支援が必要かもしれない、もしかしたら最初に発見したのは子供たちであるかもしれない、子供たちのケアも必要というふうに、具体的にデータの見方を示すようなものがあつたらいいと思えます。

最後に、遺児支援ですが、これは民間でかなり進んできております。恐らくスクールカウンセラーの方たち、子ども家庭支援センターなどの連携が少しずつ進んでいるので、ここをもっと文科省などの御指導があって進めることができるのかなり加速されるのではないかと考えておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○椿座長 どうもありがとうございます。恐らく自治体は、取り組みたくても取り組めない、いろいろ悩みを共有していると思いますので、厚労省さん、各自治体に対してのいろんなガイドラインやグッドプラクティスの共有などに関してはぜひよろしくお願いします。どうぞ。

○杉本委員 情報を広く提供するよというということで、各自治体でリーフレットとか、いろんな印刷物をつくっておられると思います。とても進んできていると思いますが、一方で、やはり時代に合わせて見直しをしていかなければならないものもあります。かなり古い学説が使われているとか、鬱病対策のようなことが前面に出ているものがまだまだ見受けられます。これだけ自殺対策の考え方も変わってきましたので、ぜひ新しい情報を入れたものの見直しを進めていただきたいと思います。

○椿座長 どうもありがとうございます。まさにそこがPDCAが回っているということだと思いますので、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

○藤木委員 長野県の藤木といいます。よろしくお願いいたします。

県は広域自治体という立場から、県の役割の一つとして市町村への支援は大事だと考えております。国からは自殺対策については非常に丁寧な通知等をいただいている、例えば計画については手引をいただいたり、SOSの出し方教育についても教材の先進事例を提供していただいています。長野県の場合は、人口が1万人未満の町村が約6割ございます。そうすると、そういったものをただ流しているだけでは各市町村の取組がなかなか進みません。今年度、県としては計画策定については、県内10圏域にそれぞれ出向いて行って、市町村長に直接、計画の策定の必要性を訴えました。SOSの出し方教育についても、教材と、その教材を使ってどうやって指導していったらいいか、シナリオまで含めて提示して、研修会をやりました。SOSの出し方教育については来年度、約6割の市町村が取り組む予定となっております。そういったことで、県としても一生懸命、市町村の支援をしていきますので、今後、国のほうからもより丁寧な情報提供をしていただければありがたいと思います。それが一つです。

あと、今日いただいた資料5、資料6については非常によくまとまっていて、自治体の職員も承知していないような取り組みがあって非常に参考になったと思います。お願いなのですが、こういった場で検証する際に、これだけ文字が多いとどこに着目していいかなかなかわかりませんので、例えば当初の目標を上回って達成できたものにはA、目標を下回ったものにはC、そういった記号で表記していただくと着目点がわかりやすくなると思うので、ぜひ御検討いただければと思います。



以上です。

○椿座長 これはぜひよろしく願いいたします。なかなか大変だと思いますが、そういう形で「見える化」していただくというのは重要なことかもしれません。ありがとうございました。

いかがでしょうか。

○明石委員 経団連の明石でございます。

事業者としては、こつこつと各職場でメンタルヘルス対策等を行って、それが職場環境を改善することにつながっていくと思っています。先ほど来、話が上がっておりますが、働き方改革がこの4月からまさに実行期となってまいります。これが行われることになると、やはり働き方自身、職場環境のあり方、そういうところをすべて見直そうということになってくると思います。そういうことから、ひいては自殺総合対策の効果が上がってくるのではないかと期待しているところでございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

南委員、進め方や何かに関してコメントいただければありがたいのですが。

○南委員 恐れ入ります。読売新聞の南でございます。

今日御説明いただいて、各省庁がよく足並みをそろえていろいろな対策をやっておられることがわかりました。長くこの問題にかかわってきましたので、できることはすべてやってきたという思いがあります。

長くかかわっているだけに、といたしますか、近年の、どうしても減らない青少年、子どもというところがとても気になっています。昔の社会と何が違うかということ、ひとことではインターネットやSNSの存在ではないかと思えます。自殺の問題だけでなく社会全体にたびたび言われていることですが、インターネットの使用にはいいこともあるし、悪いこともある。リテラシーが大事だとか、教育が大事だとか、いろんなことを言うのですが、いろいろ実施されている調査や何かを見ますと、子どもや青少年、若い世代の人が、SNSというのですか、私も詳しくないのであまりうまく言えないのですけれども、これと驚くべき長時間かかわっている実態が出ています。どうしても減らすことができないというのが教育現場の方々の非常に大きな問題にもなっている。そういう中で、大人でもなかなか断ち切れないおもしろいものを、子どもに教育でどうにか少なくしなさいということは、難しい現実があるように思っております。

教育現場にもいろいろな努力があることはよく承知していますが、基本的に自殺のことに限らずですけれども、また文科省だけではなく、社会全体のことですが、子供とSNSというところの取組はもっと急速に、もっと真剣に進めないといけない問題ではないかと思っています。ちょっと論点がずれたかもしれませんが。

○椿座長 とんでもございません。どうもありがとうございました。

○田中委員 すみません。1個だけ警察庁にお願いしたいと思っています。死後、遺体発見すると、遺族に事情聴取が行われます。ばらつきがあるかと思いますが、長いのだと1

回に10時間、朝から晩まで事情聴取、最近でも5時間、6時間、朝から昼食を挟んで午後まで、それが5回、6回、10回と続いているケースもたくさん報告を受けています。そうすると、心が病んでいって精神科に入院した遺族もいるのです。親族から犯人ではないかと言われてたりして、さらに被害を受けていくということもあります。そして、任意であるということを経験に伝えないのがほとんどなのですね。遺族は警察から言われたら事情聴取を必ず受けるのですが、そういうことをもう少し研修などして、手短かにと言ったらおかしいですけども、いわゆる犯人のような扱い、それがほとんどなのですけども、警察の取調室に呼ばれて、5時間、6時間、10時間と聞かれるのは、さらに遺族を追い込んでいっていると思います。それによって亡くなりかねない人たちもいると思っています。そういうことを全国レベルで研修をして、遺族にかかわる、遺体発見時にかかわる警察官の研修をしていただきたい、レベルアップしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

さっきの賃貸物件の話に関しては、私たちが厚生労働省の補助金事業で「自死遺族が直面する法律問題」というものを作成しました。全国に配布しております。いわゆる賃貸物件に関する相談を受けた側がよくわからないと、しょうがないという話になってしまうのですが、ホームページからもダウンロードできますので、こういうのをぜひ参考にさせていただいて相談を受けていただければありがたいと思っています。

警察庁には、ぜひぜひ追い込まないようにしていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○椿座長 貴重な意見、ありがとうございます。

まだいろいろな御意見や御質問があると思います。限られた時間の中でありましたので、今日の膨大な資料を初めて見てコメントや御意見があったら事務局のほうへお送りいただければと思います。御質問も構わないと思います。この会議だけではなく、その種の質疑応答ができればと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。また、論点の追加などもあればと思うところがございます。

まだまだ御意見はあると思いますが、今回の自殺総合対策大綱における施策の実施状況及び座間市における事件の再発防止策の実施状況についての御議論はこのあたりにさせていただければと思います。

私の不手際で時間を押ししてしまいましたこと、申しわけありません。今日の議論を踏まえた上で、各府省の方々が連携するということは出ましたけれども、意見を受けて、より一層緊密に一つの意思のもとで何かが動いていくという体制になっていただければと強く期待するところがございます。

それでは、最後に事務局から連絡事項などをお願いできればと思います。

○自殺対策推進室長補佐 本日、たくさんの御意見をいただきまして、ありがとうございました。この場でお答えできなかった御質問については、座長と御相談の上、御回答させていただきます。また、本日いただいた意見についても事務局で取り扱いについて整理を

させていただきます。次回は9月ごろを予定しておりますので、日程については後日御連絡をさせていただきます。

以上です。

○椿座長 それでは、今日はどうもありがとうございました。これで閉会としたいと思います。